

平成15年度

事業報告書

独立行政法人自動車事故対策機構

平成15年度事業報告書

1 独立行政法人自動車事故対策機構の現況

(1) 設立の根拠となる法律

独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）

(2) 主務大臣

国土交通大臣

(3) 沿革

平成14年12月 「独立行政法人自動車事故対策機構法」の成立

平成15年 6月 「独立行政法人自動車事故対策機構法の施行に伴う施行期日等を定める政令」の成立

平成15年10月 自動車事故対策センターを解散し、同センターの一切の権利及び義務を承継した独立行政法人自動車事故対策機構の設立

(4) 独立行政法人自動車事故対策機構の所在地（本部）

東京都千代田区麹町6-1-25 上智麹町ビル

(5) 資本金の状況

13,174,085千円

(6) 役員の状況

I 定数（独立行政法人自動車事故対策機構法第8条）

理事長1人、理事3人、監事2人

II 氏名、役職、任期及び経歴

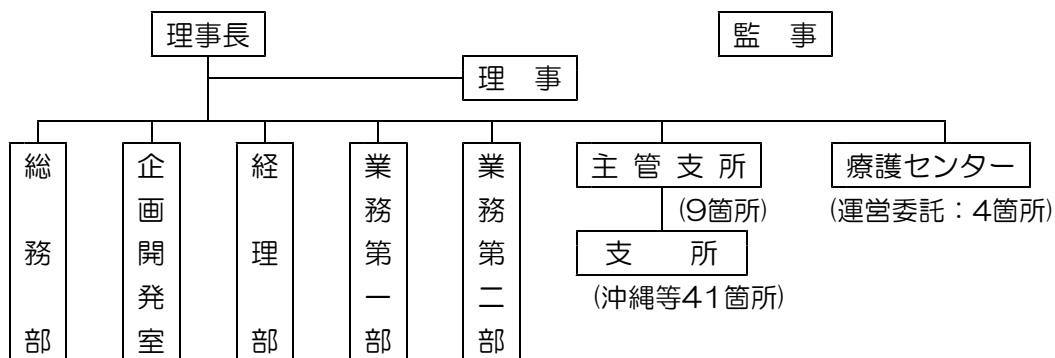
氏名	役職	任期	前職(非常勤監事については現職)
岩田 貞男	理事長	3年6ヶ月	日本開発銀行理事
谷川 和郎	理事	2年	運輸省海上技術安全局船員部長
上田 幾夫	理事	2年	財務省札幌国税不服審判所長
小串 治正	理事	2年	(株)日立物流理事
寺岡 宜洋	監事	2年	(株)東洋不動産常務執行役員
吉田 孝雄	監事(非常勤)	2年	(株)クレディセゾン顧問

(7) 職員の状況

平成15年度期末

340人

(8) 組織図



(9) 業務の範囲

I 独立行政法人自動車事故対策機構の設置目的

(独立行政法人自動車事故対策機構法第3条)

自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導、自動車事故被害者に対する支援等を行うことにより、自動車事故の発生の防止に資するとともに、自動車損害賠償保障法による損害賠償の保障制度と相まって被害者の保護を推進することを目的。

II 独立行政法人自動車事故対策機構の業務の範囲

(独立行政法人自動車事故対策機構法第13条)

- ① 自動車運送事業の用に供する自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導及び講習。
- ② 自動車の運転者に対する適性診断。
- ③ 自動車事故被害者で後遺障害が存するため治療及び常時の介護を必要とするものを収容して治療及び養護を行う施設の設置及び運営。
- ④ 自動車事故被害者で後遺障害をもたらす傷害を受けた者で国土交通省令で定める基準に適合するものに対する介護料の支給。
- ⑤ 自動車事故被害者であって生活の困窮の程度が国土交通省令で定める基準に適合するものに対する資金の貸付。
- ⑥ 自賠法による損害賠償の保障制度についての周知宣伝。
- ⑦ 自動車事故の発生の防止及び被害者の保護に関する調査及び研究を行い、その成果の普及。
- ⑧ 前各号に掲げる業務に附帯する業務。

2 独立行政法人自動車事故対策機構の事業に関する事項（事業の実施状況）

(1) 運行管理者等指導講習業務

バス、タクシー及びトラックなど自動車運送事業で使用する自動車の運行の安全確保を担当する運行管理者等に安全の確保に必要な管理手法を習得させることを目的として、運行管理の実務や関係法令などについて指導講習を実施。

15年度実績	受講者数	49千人
	手数料収入	220百万円

〔注、15年4月から9月分の自動車事故対策センター分を加えた場合は、受講者数は104千人、手数料収入は464百万円となる。〕

(2) 適性診断業務

バス、タクシー及びトラックなど自動車運送事業に従事する運転者を中心に、自動車の運行の安全を確保するため、安全運転にとって必要な事項について、心理及び生理の両面から各種診断を行い、諸特性を把握して安全運転に役立つようきめ細かな助言・指導を実施。

15年度実績	受診者数	166千人
	手数料収入	503百万円

〔注、15年4月から9月分の自動車事故対策センター分を加えた場合は、受講者数は350千人、手数料収入は1,037百万円となる。〕

(3) 療護センターの設置・運營業務

自動車事故により、脳損傷を生じ重度の精神神経障害が継続する状態にあるため、治療及び常時の介護を必要とする者のうち、一定の要件に該当する者を入院させ、社会復帰の可能性を追求しつつ適切な治療及び看護を行うための療護センターを設置・運営。

I 療護センターの運営

療護センター	千葉	東北	岡山	中部
病床数	50	50	50	50
15年度未入院者	49名	47名	47名	42名
15年度委託費	357百万円	201百万円	380百万円	155百万円
事業開始時期	昭59.2 (15年度から運営委託)	平元.7 (14年度に30床→50床に増床)	平6.2	平13.7
運営委託先	医療法人社団 誠警会千葉中央メディカルセンター	財団法人広南 会広南病院	社会福祉法人 恩賜財団済生会岡山県済生会・岡山済生会総合病院	特定医療法人 厚生会総合病院 院木沢記念病院

注、15年4月から9月分の自動車事故対策センター分を加えた場合の委託費は、千葉療護センター721百万円、東北療護センター493百万円、岡山療護センター784百万円、中部療護センター391百万円となる。

なお、療護センターの治療特化を図るため、平成11年3月から既入院患者の一般病院への委託を実施している。

15年度実績	委託先	年度末入院者	8人
	織本病院	委託費	30百万円

注、15年4月から9月分の自動車事故対策センター分を加えた場合は、委託費が60百万円となる。

II 施設の整備

(千葉療護センターの増設)

- ・施設規模 完全看護・介護型 30床
- ・建設概要 SRC-地下1階・地上3階建 延床面積 約3,614㎡
- ・敷地面積 約8,910㎡
- ・事業費総額 約22億円

(平成15年度実績)

- ・建築工事等に係る予算現額 659,670千円
- うち支出済額 12,677千円

注、15年4月から9月分の自動車事故対策センター分を加えた場合は、予算現額が1,135,983千円、支出済額が488,213千円となる。

(4) 介護料支給業務

自動車事故による脳損傷又は脊髄損傷により重度の後遺障害が残り、常時介護又は随時の介護を要する状態にある者で一定の要件に該当する者に対して、介護料の支給を実施。

15年度実績	支給者数	3,477人
	金額	1,199百万円

注、15年4月から9月分の自動車事故対策センター分を加えた場合は、支給者数は3,570人、支給金額は2,331百万円となる。

なお、重度の後遺障害者のうち短期入院を必要とする状態にある者に対して短期入院費用の助成費の支給を実施。

15年度実績	支給者数	161人
	金額	5百万円

注、15年4月から9月分の自動車事故対策センター分を加えた場合は、支給数は278人、支給金額は8百万円となる。

(5) 生活資金貸付業務

I 交通遺児等貸付

自動車事故の被害者であって生活困窮となっている次の者に対し、被害者保護を増進するため、生活資金の全部又は一部の貸付けを実施。

- イ 自動車事故により死亡した者の遺族及び重度の後遺障害が残った者の家族である義務教育終了前の児童に対して、無利子貸付を実施。(交通遺児等貸付)
- ロ 自動車事故により自賠責保険金等の支払を受けており、かつ損害賠償について債務名義を得ていながらその弁済を受けることができない者に、生活資金の一部について年利3%による貸付を実施。(不履行判決等貸付)

15年度実績		交通遺児等貸付	不履行判決等貸付
	貸付人員	1,744人	0人
	貸付額	221百万円	0百万円

注、15年4月から9月分の自動車事故対策センター分を加えた場合は、交通遺児等貸付の貸付人員は1,751人、貸付額は433百万円となる。

II 一部立替貸付

自動車事故により後遺障害がに係る自賠責保険金(共済金)の支払を受けるべき被害者又は保障金の支払を受けるべき被害者であって生活困窮となっている者に対し、保険金又は保障金の支払を受けるまでの間、一定の範囲で生活資金の無利子貸付を実施。

15年度実績	貸付人員	1人
	貸付額	200千円

注、15年4月から9月分の自動車事故対策センター分を加えた場合は、貸付人員は3人、貸付額は940千円となる。

(6) 自動車アセスメント事業

国内で市販されている自動車の安全性能(衝突安全性能、ブレーキ性能、頭部歩行者保護性能)及びチャイルドシートの安全性能について比較試験等による評価を行い、冊子・パンフレットの配布及びホームページへの掲載による情報提供を実施。

15年度実績	自動車の車種	19車種	試験実施費
	チャイルドシートの機種	10機種	411百万円

注、15年4月から9月分の自動車事故対策センター分を加えた場合は、試験実施費が440百万円となる。

3 子会社及び関連会社に関する事項

該当なし

4 関連公益法人に関する事項

該当なし

5 機構が対処すべき課題

中期計画及び年度計画の着実な実施